

議案第 6 5 号

三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 6 月 1 6 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 7 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

（特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の特例）

- 3 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事院が定めるものに限る。）をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第 3 条の規定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、1, 5 0 0 円（緊急に行

われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額とする。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。